

職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

1 発生年月日

平成30年9月6日

2 所属の種別

中学校

3 年齢

50歳

4 管理職，一般職の別

一般職

5 教育職員と教育職員以外の別

教育職員以外

6 事件・事故の概要

平成30年9月6日（木）午前9時55分ごろ，石巻市北村地内の交差点において衝突事故を起こし，2人の重傷者を出すに至ったもの。

当該職員は「このような重大なことを起こしてしまい，反省している。相手方のご家族には多大なるご迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っている。」などと述べている。

7 処分内容

懲戒処分として「停職1月」

8 処分年月日

令和2年2月7日

職員の処分について（その2）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
平成30年4月から平成31年4月9日（火）
- 2 所属の種別
高等学校
- 3 年齢
26歳
- 4 管理職，一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員以外

6 事件・事故の概要

平成31年3月末に前任校の小学校から人事異動により転出する際、自らの私的な現金により立て替え払いを行って同校の校内会計を処理した分の精算金であるとの認識のもと、総額335,804円の現金を校外に持ち出した。

その後、平成31年4月に前任校が保護者からの問い合わせを受け、事実関係を調査した結果、当該職員が持ち出していた上記現金のうち、125,699円については、平成30年度の同校児童の家庭に支払われるべき就学援助費や給食費の未返金分に充てられるべき現金であったことが確認された。

上記のほか、不適切な立て替え払いや出納に係る帳簿未整備などの不適正な事務処理等があり、結果として210,105円の使途不明金が発生している。

- 7 処分内容
懲戒処分として「減給6月」
- 8 処分年月日
令和2年2月7日